



長野県報

3月19日(木)
令和8年
(2026年)
第693号

目次

規則

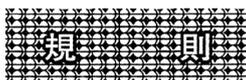
長野県宿泊税に関する規則の一部を改正する規則(山岳高原観光課).....	1
一般職の職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局).....	2

告示

保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	10
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	11

公告

総合評価一般競争入札(DX推進課デジタルインフラ整備室).....	11
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業立地・IT振興課).....	13
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・IT振興課).....	15
県営土地改良事業変更計画の概要等(農地整備課).....	16
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課).....	16
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し(建築住宅課).....	16
特定調達契約に係る落札者の決定(水道・生活排水課).....	17



長野県宿泊税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第6号

長野県宿泊税に関する規則の一部を改正する規則

長野県宿泊税に関する規則(令和7年長野県規則第58号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 条例第3条第3号に規定する規則で定める宿泊は、次に掲げるものとする。

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第2条第3号に規定する不登校児童生徒又はこれに準ずる児童若しくは生徒に対して同条第1号に規定する学校以外の場における義務教育の段階における普通教育又はこれに相当する教育の機会の確保に関する活動を行う民間の団体又は個人(地方公共団体の長又は教育委員会が認証又はこれに相当するものをしたものに限る。)の児童、生徒又はこれらの者を引率する者が、当該団体又は個人が教育の目的で主催する行事として宿泊する場合(当該団体の長又は当該個人がその旨を証明する場合に限る。)の当該宿泊
- 中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)の部活動の地域における展開により実施される活動(地方公共団体の長又は教育委員会の認定を受けた活動(当該認定を受けたものとみなされた活動を含む。)に限る。以下この号において「認定地域クラブ活動」という。)を行う生徒又はこれを引率する者が、認定地域クラブ活動として宿泊する場合(認定地域クラブ活動を運営する団体の長がその旨を証明する場合に限る。)の当該宿泊

附則

この規則は、公布の日から施行する。

一般職の職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月19日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第8号

一般職の職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の旅費に関する規則(昭和30年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「場合」の次に「(第3号に該当する場合を除く。)」を加え、同項第2号中「類するもの」の次に「(次号において「宅配便等」という。)」を、「場合」の次に「(同号に該当する場合を除く。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 運送業者が家財の運送を行い、かつ、旅行者が宅配便等を利用して家財の運送を行う場合(旅行命令権者が前2号のいずれかのみ該当する場合は移転することが困難と認める場合に限る。)には、第1号に掲げる方法により算定した額及び当該宅配便等の利用に要する額の合計額を移転料の額とする方法

13,000	15,000
11,000	12,000
9,000	10,000
10,000	12,000
11,000	11,000
10,000	10,000
8,000	9,000
11,000	11,000
10,000	11,000
10,000	12,000
19,000	16,000
17,000	17,000
19,000	21,000
16,000	16,000
16,000	16,000
11,000	11,000
9,000	10,000
10,000	10,000
12,000	13,000
11,000	13,000
13,000	13,000
9,000	12,000
11,000	12,000
9,000	12,000
11,000	11,000
19,000	20,000

別表第1中 を に改める。

13,000	16,000
12,000	17,000
11,000	12,000
11,000	11,000
8,000	9,000
9,000	12,000
10,000	14,000
13,000	14,000
8,000	9,000
10,000	10,000
15,000	15,000
10,000	12,000
11,000	12,000
18,000	17,000
11,000	11,000
11,000	13,000
14,000	14,000
11,000	11,000
12,000	11,000
12,000	11,000
11,000	12,000

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会事務局